

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 19 年 1 月 16 日 (火) 第 7 8 5 4 号
	毎週火・金曜日発行	

目 次

◇ 告 示	土地改良区の役員の就退任 (29) (西部総合事務所農林局) 2 生活保護法による医療機関の指定 (30) (福祉保健課) 2 生活保護法による薬局の休止の届出 (31) (〃) 2 生活保護法による診療所及び薬局の廃止の届出 (32) (〃) 3 生活保護法による医療機関の指定の辞退 (33) (〃) 3 生活保護法による介護機関の指定 (34) (〃) 3 生活保護法による介護機関の変更の届出 (35) (〃) 4 身体障害者福祉法による医師の指定 (36) (障害福祉課) 5 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (37) (〃) 5 結核予防法による医療機関の指定の辞退 (38) (米子保健所) 5 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止 するための基準 (39) (水・大気環境課) 6 大規模小売店舗に関する変更事項の届出に対する意見書の提出 (40) (経済政策課) . . . 7 障害者の雇用の促進等に関する法律による障害者就業・生活支援センターの事務所 の所在地の変更の届出 (41) (労働雇用課) 7 農地保有合理化事業規程の変更の承認 (42) (経営支援課) 8 保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (43~45) (森林保全課) 8
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2 件) (森林保全課) 11
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (行政経営推進課) 19 落札者の決定 (物品調達室) 21

告 示

鳥取県告示第 29 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり佐陀川右岸土地改良区から役員が就任及び退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所
理 事 仲 石 吉 雄 米子市日下551
平成17年12月30日退任

就任した役員の氏名及び住所
理 事 永 富 武 志 米子市日下547
平成18年 3 月 31 日 就 任 任 期 平成19年 1 月 22 日 まで

鳥取県告示第 30 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	指定年月日
今田歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目168	平成18年 9 月 15 日
水口歯科クリニック	鳥取市千代水四丁目18	平成18年 9 月 28 日
鳥取県立中部療育園	倉吉市南昭和町15	平成18年10月 1 日
たかすりウマチ・整形外科クリニック	鳥取市叶288-1	平成18年10月24日
山本内科呼吸器科クリニック	鳥取市桜谷367-1	平成18年10月30日
もりしたクリニック	倉吉市清谷町一丁目215	平成18年11月 1 日
あおぞら薬局	鳥取市桜谷367-2	平成18年10月30日
田中薬局清谷店	倉吉市清谷町一丁目215	平成18年11月 1 日
武本薬局宮川店	倉吉市宮川町174-15	〃

鳥取県告示第 31 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	休止年月日
むらかみ薬局三柳店	米子市両三柳308	平成18年8月26日

鳥取県告示第 32 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	廃止年月日
今田歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目168	平成17年2月28日
中部薬局	倉吉市宮川町174-15	平成18年10月1日
有限会社武本薬局	倉吉市西倉吉町22-14	平成18年10月31日

鳥取県告示第 33 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定に基づき、指定医療機関の指定の辞退があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	辞退年月日
ホシ薬局新町店	倉吉市新町三丁目2289	平成18年10月1日

鳥取県告示第 34 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
えがお株式会社	鳥取市南吉方一丁目2-2	えがお株式会社	鳥取市南吉方一丁目2-2	訪問介護	平成18年12月28日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
----	------------	------------	-------------	-----------	-------

岩美町	岩美町大字 浦富 1029- 2	岩美町国民健康 保険岩美病院	岩美町大字浦富 1029-2	介護予防通所リハ ビリテーション	平成 18 年 11 月 1 日
特定非営 利活動法 人桜坂デ イサービ スセンタ ー	鳥取市吉成 91-16	特定非営利活動 法人桜坂デ イサービス センター	鳥取市吉成 91- 16	介護予防通所介護	平成 18 年 11 月 20 日
えがお株 式会社	鳥取市南吉 方一丁目 2 -2	えがお株式会社	鳥取市南吉方一 丁目 2-2	介護予防訪問介護	平成 18 年 12 月 28 日

3 地域包括支援センター

名称	主たる事務所 の所在地	介護予防支援事業所の名称	介護予防支援事業所の所在 地	指定年月日
八頭町	八頭郡八頭 町郡家 493	八頭町指定介護予防支援事 業所	八頭郡八頭町宮谷 254-1	平成 18 年 4 月 1 日
大山町	西伯郡大山 町御来屋 497	大山町地域包括支援センタ ー	西伯郡大山町御来屋 467	〃

鳥取県告示第 35 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から所在地又は名称を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在 地	居宅介護事業所の 名称	居宅介護事業所の所 在地	変更年月日
医療法人至誠会	倉吉市東昭和町 158	訪問看護ステーシ ョンひまわり	倉吉市東昭和町 158- 1	平成 18 年 12 月 1 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在 地	介護予防事業所の 名称	介護予防事業所の所 在地	変更年月日
医療法人至誠会	倉吉市東昭和町 158	訪問看護ステーシ ョンひまわり	倉吉市東昭和町 158- 1	平成 18 年 12 月 1 日

鳥取県告示第 36 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
整形外科	肢体不自由	生越 智文	米子市車尾四丁目17-1 独立行政法人国立病院機構 米子医療センター
神経内科	〃	房安 恵美	米子市両三柳1880 医療法人 同愛会 博愛病院
眼科	視覚障害	池田 欣史	米子市西町36-1 国立大学法人 鳥取大学医学部附属病院

鳥取県告示第 37 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
有限会社武本 薬局 代表取締役 武本 充雄	倉吉市伊木 201 - 4	武本薬局	倉吉市宮川町 174 - 15	精神通院医療	平成 18 年 12 月 1 日
株式会社ナガ イ薬局 代表取締役 永井 隆	西伯郡伯耆町 618	ナガイ薬局	西伯郡伯耆町 618	〃	〃
〃	〃	ナガイ薬局境港店	境港市米川町 286	〃	〃
〃	〃	あい調剤薬局	米子市上後藤二丁 目 3 - 6	〃	〃

鳥取県告示第 38 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
赤山薬局	境港市松ヶ枝町 31	平成 18 年 12 月 28 日
アカヤマ	境港市上道町 1855-4	〃

鳥取県告示第 39 号

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例（平成 17 年鳥取県条例第 67 号。以下「条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準（以下「作業基準」という。）を次のとおり定めたので、告示する。

平成 17 年鳥取県告示第 813 号（石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準について）は、平成 19 年 1 月 15 日限り廃止する。ただし、同日前に条例第 7 条第 1 項の規定に基づき届出を行った石綿粉じん排出等作業に伴う建設工事に係る作業基準については、なお従前の例による。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準

- 1 石綿成形板（鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則（平成 17 年鳥取県規則第 106 号。以下「規則」という。）第 3 条第 2 号に規定する石綿成形板をいう。以下同じ。）に係る作業基準は、次のとおりとする。

(1) 石綿成形板が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業	次に掲げる事項を遵守して作業を行うか、当該作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出若しくは飛散を防止する上でこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ア 解体を行う建築物等をシート等により覆うこと。 イ 解体を行う建築物等を湿潤化すること。 ウ 飛散防止のための適切な工法による解体作業を行うこと。 エ 解体した石綿成形板は、湿潤状態を保ちながら所定の場所にまとめ、場外に搬出すること。また、細かく破砕されたものは、ビニール袋等に密閉し、場外に搬出すること。
(2) 石綿成形板が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業	(1)に準じた方法により行うこと。

- 2 石綿セメント管（規則第 3 条第 3 号に規定する石綿セメント管をいう。以下同じ。）に係る作業基準は、次のとおりとする。

(1) 石綿セメント管を撤去する作業	次に掲げる事項を遵守して作業を行うか、当該作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出若しくは飛散を防止する上でこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ア 撤去する石綿セメント管を湿潤化すること。 イ 飛散防止のための適切な工法による撤去作業を行うこと。 ウ 撤去した石綿セメント管は、湿潤状態を保ちながら、場外に搬出すること。また、切断くず等の細かく破碎されたものは、ビニール袋等に密閉し、場外に搬出すること。
(2) 石綿セメント管を改造し、又は補修する作業	(1)に準じた方法により行うこと。

鳥取県告示第 40 号

平成 18 年鳥取県告示第 648 号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示したジャスコ鳥取北ショッピングセンター イーストコートに係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出について、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 意見書を提出した市町村
鳥取市
- 2 鳥取市の意見の概要
 - (1) 障害者用の駐車場に監視員を配置するなど、障害者の店舗利用に配慮すること。
 - (2) 周辺道路に案内表示を設置するなど、交通渋滞について適切な対応を行うとともに、駐車場出入口に警備員を配置するなど、駐車場出入口付近の渋滞の防止及び緩和に努めること。
 - (3) 荷さばき時間帯を厳守するとともに、荷さばきのために搬出入車両が周辺道路に待機し、又はアイドリング状態で荷さばきを行うなど、騒音をはじめとした周辺環境の悪化を招かないよう配慮すること。
 - (4) 隔地駐車場から店舗までの歩道等の通路については、歩行者の通行利便及び安全を確保すること。
- 3 縦覧に供する期間
平成 19 年 1 月 16 日から 1 月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目 220
鳥取県商工労働部経済政策課
鳥取市尚徳町 116
鳥取市経済観光部産業振興課

鳥取県告示第 41 号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 35 条において準用する同法第 27 条第 3 項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地に係る変更の届出があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 届出者の名称 社会福祉法人鳥取県厚生事業団
- 2 変更後の事務所の所在地 鳥取市伏野2259—17
- 3 変更年月日 平成18年4月6日
- 4 変更の理由 法人の独立運営に伴い、従来の鳥取県東部総合事務所から他の場所へ事務所を移す必要が生じたため。

鳥取県告示第 42 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地
鳥取中央農業協同組合
倉吉市越殿町 1409
- 2 変更承認年月日
平成 19 年 1 月 11 日
- 3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
研修等事業

鳥取県告示第 43 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字大坂字向田42の1、43、43の1、44、44の1、45、157、158、159の1から159の3まで、
大字小田字ゴフロ495の2から495の42まで、字東南谷517の2から517の24まで
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字大坂字向田42の1、43、43の1、44、44の1、45、157、158、159の1から159の3まで
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字院内字屋敷ノ上489の1、490、491の1、492から496まで、497の1、大字小田字ウトフ谷581から583まで、586、587の3
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第44号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年1月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市鹿野町河内字釜ヶ谷346、347、鹿野町鷲峰字這谷602の1、602の2、602の11、602の14、字猪谷1691の1から1691の6まで
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市鹿野町河内字紙屋条497、字南上野977、字上野1001の1、1002の1、1004、字大谷2149から2176まで、字谷奥3876から3879まで、3881、字上南谷3963、字小谷山4044、4045の1、4045の2、4049、4052から

4054まで、字岡ノ上4087、4089、4090、字河原谷山4202、4209の1、鹿野町宮方字奥谷329、字奥谷口331、332、334、335の1、339、鹿野町末用字谷奥2048、字谷奥南平2325、字北谷奥口2346、鹿野町鷲峰字太治藪627の1、字南所1046、字谷川所1050の2、1051、1052の1、1053、1055から1060まで、字宮坂1126から1130まで、字渡り手1216の2、1217、1222、1238、字大谷東平添1289、1290の1、字宮尾1479、字檜木谷1554の1、1556、字狐尾1614の1、1638、1639、字東山1640、1641、1644、1646の1、1650

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

鹿野町河内字紙屋条497、字南上野977・字上野1004（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字上南谷3963、字小谷山4045の1（次の図に示す部分に限る。）、4045の2、4049、4053、字岡ノ上4087・4090・字河原谷山4202・鹿野町宮方字奥谷329（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、鹿野町鷲峰字大谷東平添1289、1290の1、字狐尾1614の1、1638、1639、字東山1640、1641、1650

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 45 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字龍盤魚山2976の1から2976の5まで、2978から2981まで、字河原谷山4204、字惣嫁平4266の1から4266の3まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字神津谷2310の1、2310の2、2319の1、字大崩2394、2396、2397、2402、字龍盤魚山2985、字角藏平4184の1、4184の10、4184の14、4184の15、字西新河原西平4193の3、4193の30から4193の33まで、4193の44、4193の45、4193の56、字谷中東平4271の3、4271の11、4271の15、4271の17

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成18年12月19日付鳥取県告示第902号)の内容
(告示の内容)

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岡本 爲藏	岩美郡岩美町大字荒金字深谷 776
加納 一雄	〃
加納 義治	〃
加納 丈清	〃
加納 定巳	〃
岩崎 正人	〃
山下 松藏	〃
山口 ふよ	〃

山本 久男	〃
山本 忠壽	〃
山脇 勲	〃
小林 武光	〃
小林 榮吉	〃
西垣 十藏	〃
西川 幸富	〃
西川 哲夫	〃
谷口 勇	〃
炭山 幹男	〃
炭山 敏保	〃
池谷千代藏	〃
池谷 善造	〃
北村安喜生	〃
北村 鹿美	〃
北村 松夫	〃
北村 正一	〃
北村 文造	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岡本 爲藏	岩美郡岩美町大字荒金字野ノ谷 772 の 1
加納 一雄	〃
加納 義治	〃
加納 丈清	〃
加納 定巳	〃
岩崎 正人	〃

山下 松藏	〃
山口 ふよ	〃
山本 久男	〃
山本 忠壽	〃
山脇 勲	〃
小林 武光	〃
小林 榮吉	〃
西垣 十藏	〃
西川 幸富	〃
西川 哲夫	〃
谷口 勇	〃
炭山 幹男	〃
炭山 敏保	〃
池谷千代藏	〃
池谷 善造	〃
北村安喜生	〃
北村 鹿美	〃
北村 松夫	〃
北村 正一	〃
北村 文造	〃
岡本 爲藏	岩美郡岩美町大字荒金字若土 773
加納 一雄	〃
加納 義治	〃
加納 丈清	〃
加納 定巳	〃
岩崎 正人	〃
山下 松藏	〃
山口 ふよ	〃
山本 久男	〃
山本 忠壽	〃
山脇 勲	〃
小林 武光	〃
小林 榮吉	〃

西垣 十藏	〃
西川 幸富	〃
西川 哲夫	〃
谷口 勇	〃
炭山 幹男	〃
炭山 敏保	〃
池谷千代藏	〃
池谷 善造	〃
北村安喜生	〃
北村 鹿美	〃
北村 松夫	〃
北村 正一	〃
北村 文造	〃
岡本 爲藏	岩美郡岩美町大字荒金字若土 773 の 1
加納 一雄	〃
加納 義治	〃
加納 丈清	〃
加納 定巳	〃
岩崎 正人	〃
山下 松藏	〃
山口 ふよ	〃
山本 久男	〃
山本 忠壽	〃
山脇 勲	〃
小林 武光	〃
小林 榮吉	〃
西垣 十藏	〃
西川 幸富	〃
西川 哲夫	〃
谷口 勇	〃
炭山 幹男	〃
炭山 敏保	〃
池谷千代藏	〃

池谷 善造	〃
北村安喜生	〃
北村 鹿美	〃
北村 松夫	〃
北村 正一	〃
北村 文造	〃
亀井 藤藏	岩美郡岩美町大字黒谷字城山 304

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え
置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 岩美町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、
森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変
更予定の告示(平成 18 年 12 月 19 日付鳥取県告示第 903 号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

福安 廣巳	鳥取市佐治町尾際字カキナル 275 の 4
光浪豊三郎	鳥取市佐治町尾際字北平ル場 830 の 2
福安 力藏	鳥取市佐治町尾際字北平ル場 830 の 9

長光 源吉	鳥取市佐治町尾際字名谷口 851 の 2
大野 まさ	鳥取市佐治町尾際字本坂谷 969
田中 久吉	鳥取市佐治町尾際字本坂谷 970 の 1
徳永 定藏	鳥取市佐治町尾際字火打岩谷 976
福安 廣巳	鳥取市佐治町尾際字尾際谷平 1055
光浪 秀藏	鳥取市佐治町尾際字尾際谷平 1064
倉本安十郎	鳥取市佐治町尾際字尾際谷平 1065
藤原牧五郎	鳥取市佐治町尾際字檜谷 1191
〃	鳥取市佐治町尾際字檜谷 1191 の 1
瀧本 平六	鳥取市佐治町河本字奥右栃 310
〃	鳥取市佐治町河本字奥右栃 310 の 1
井上清次郎	鳥取市佐治町河本字奥右栃 620
伊縫 勇吉	鳥取市佐治町河本字ヤナヒサコ 359
安井源太郎	鳥取市佐治町河本字ヤナヒサコ 363
瀧本 平六	鳥取市佐治町河本字嵐谷 372
〃	鳥取市佐治町河本字嵐谷 372 の 3
井上清次郎	鳥取市佐治町河本字流田向 773
井上 とら	鳥取市佐治町河本字流田向 781
岡村 章由	鳥取市佐治町春谷字切石 654
下石惣太郎	鳥取市佐治町畑字イヤ谷ジンコウ平 399
岡村 安藏	鳥取市佐治町畑字イヤ谷ジンコウ平 401 の 1
西村 公男	鳥取市佐治町畑字ヤキヤウ大谷平 413 の 2
岡村 安藏	鳥取市佐治町畑字ヤキヤウ大谷平 414
下石惣太郎	鳥取市佐治町畑字ヤキヤウ大谷平 415
上田 政藏	鳥取市佐治町高山字小屋場 423 の 4
中谷 徳藏	鳥取市佐治町高山字モチアグラ 433 の 118
〃	鳥取市佐治町高山字モチアグラ 433 の 140
中谷 亀治	鳥取市佐治町高山字上へ谷 962
小谷 松良	鳥取市佐治町高山字カタノツヤ平 977
〃	鳥取市佐治町高山字カタノツヤ平 977 の 1
上田磯次郎	鳥取市佐治町高山字カタノツヤ平 988
上田 音吉	〃
上田岩十郎	〃

上田 金吾	〃
上田重一郎	〃
上田 善蔵	〃
清水傳三郎	〃
竹内 久六	〃
中谷 安平	〃
中谷勘三郎	〃
中谷岩十郎	〃
中谷 亀治	〃
中谷吉太郎	〃
中谷仙太郎	〃
中谷善次郎	〃
中谷直十郎	〃
中谷 徳蔵	〃
中谷繁三郎	〃
中谷林三郎	〃
中谷 林平	〃
中谷庸十郎	〃
田中 文蔵	〃
上田 重蔵	鳥取市佐治町高山字カタノツヤ平 989
中谷吉十郎	鳥取市佐治町高山字カタノツヤ平 995
上田 仁卿	鳥取市佐治町高山字カタノツヤ平 996
中谷 良雄	鳥取市佐治町高山字アヲフ谷 1192 の 14
大字津野村中	鳥取市佐治町高山字萩鳴 1193
谷口 惣一	鳥取市佐治町高山字萩鳴 1193 の 9
津野財産区	鳥取市佐治町津野字狼鳴 646 の 1
〃	鳥取市佐治町津野字狼鳴 646 の 2
〃	鳥取市佐治町津野字狼鳴 646 の 3
〃	鳥取市佐治町津野字狼鳴 646 の 4
〃	鳥取市佐治町津野字狼鳴 646 の 6
谷口 たけ	鳥取市佐治町津野字狼鳴 646 の 13
谷口 和男	〃
本城伊佐子	〃

茂上 一實	〃
茂上 金治	〃
谷口 たけ	鳥取市佐治町津野字狼鳴 646 の 24
谷口 和男	〃
本城伊佐子	〃
津野財産区	鳥取市佐治町津野字馬場尻 694 の 1
谷口 たけ	鳥取市佐治町津野字馬場尻 694 の 3
谷口 和男	〃
本城伊佐子	〃
茂上 金治	〃
谷口 たけ	鳥取市佐治町津野字馬場尻 694 の 7
谷口 和男	〃
本城伊佐子	〃
茂上 一實	〃
茂上 金治	〃
谷口 たけ	鳥取市佐治町津野字馬場尻 694 の 10
谷口 和男	〃
本城伊佐子	〃
茂上 一實	〃
茂上 金治	〃
茂上 一實	鳥取市佐治町津野字馬場尻 694 の 17
茂上 金治	〃
茂上 晴昭	鳥取市佐治町津野字馬場尻 694 の 41
谷口治三郎	鳥取市佐治町津野字中尾平 694 の 62

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 鳥取市役所
4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

- (1) 購入物品の名称及び数量
ウイルス対策ソフトのライセンス 1 式
- (2) 購入物品等の仕様

品 名	品質（規格）	数量
トレンドマイクロ社製 LEISec ウイルスバスターCorp アドバンス ガバメント	更新	4,814
	新規	386
トレンドマイクロ社製 LEISec InterScan for Domino 共通 ガバメント	更新	5,011
	新規	189
トレンドマイクロ社製 Network Anti-Spam Service（スパムメール対策）	新規	5,200

※いずれもガバメントRランクを適用

- (3) 納入期限
平成 19 年 2 月 28 日（水）
- (4) 納入場所
鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部行政経営推進課
- (5) 入札方法
入札金額は、(1)に掲げる物品に係る合計額を記載すること。
なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうち電気通信機器類（電気通信機器の区分に限る。）に係るものを有すること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 1 月 24 日（水）午後 4 時まで 4 の(2)の場所に提出すること。
- (3) この公告に示した物品を 1 の(3)の納入期限までに 1 の(4)の納入場所に納入することができる者であること。

(4) 平成 19 年 1 月 16 日 (火) から 2 月 14 日 (水) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号) 第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部行政経営推進課行政情報管理室

電話 0857-26-7614

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成 19 年 1 月 16 日 (火) から 31 日 (水) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時までの間に (1) の場所で交付する。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 2 月 14 日 (水) 午後 2 時

鳥取県庁第 1 会議室 (鳥取県庁本庁舎地階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の (1) の場所に平成 19 年 2 月 7 日 (水) 午後 4 時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の (5) で定める金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則 (昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。) 第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱 (昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の (5) で定める金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | | |
|--------------------|----------------------------------|---------------|
| 1 調達件名及び数量 | 県営住宅火災警報器 | 予定数量 11,473 基 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 | |
| 3 落札日 | 平成 18 年 12 月 12 日 | |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社上田商事
米子市橋本 247 | |
| 5 落札金額 | 1 基当たり単価 3,449 円 | |
| 6 入札公告日 | 平成 18 年 10 月 31 日 | |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 | |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部庶務集中局物品調達室
鳥取市東町一丁目 220 | |